

1) 統計から見た貧困の様相

表1 保護基準による貧困世帯比率と生活保護の表3 相対基準による貧困の量と世帯類型
(保護基準を1とした倍率)

	世帯	人員
ケース数	57272	206142
倍率1.0未満計	4.15%	3.71%
捕捉率	40.0%	24.0%

平成元年全国消費実態調査再年収による測定

捕捉率は、平成元年10月1日現在人口、世帯推計値を利用
出所；星野信也「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉」
東京都立大学人文学報No261 1995

表2 保護基準による貧困世帯比率と世帯類型

世帯類型	女子・母子世帯	高齢者を含む世帯	幼児を含む世帯
倍率1.0未満	19.1	6.4	3.7

表1に同じ

表4 若年世帯の生活水準変動 (貧困のダイナミクス) 表5 貧困類型と女性の仕事の有無

	%		%			
	実数		仕事なし	仕事あり	常勤	パート・アルバイト
貧困固定層	20	3.7	15 (75.0)	5 (25.0)		5 (100.0)
貧困流入層	25	4.6	11 (44.0)	14 (56.0)	5 (35.7)	9 (64.3)
貧困脱出層	30	5.5	10 (33.3)	20 (66.7)	7 (38.9)	10 (55.6)
変動層	58	10.7	28 (48.3)	30 (51.7)	6 (25.0)	16 (66.7)
安定層	411	75.6	159 (38.7)	252 (61.3)	158 (67.2)	67 (28.5)
計	544	100.0				

資料：表3に同じ

資料；「パネルデータからみた現代女性」東洋経済新報社1999年

注) 貧困基準は対象集団の年収の中央値の50%と設定し、それを上下する動きで所得の変動を見た。

データは家計経済研究所「消費生活のパネル調査」

対象は1993年に24歳から34歳だった全国の女性集団1500。ここで利用したのは1994年から1998年まで。

貧困倍率	全世帯	単身世帯	うち65歳以上	高齢夫婦	ひとり親
0.5未満	0.9	2.8	7.8	2.5	3.2
1.0未満	8.2	12.9	30.0	13.1	22.5
1.5未満	27.3	28.5	58.3	36.9	48.6
2.0未満	49.9	43.7	76.6	61.6	70.9
2.0以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

平成元年全国消費実態調査再集計

出所；岩田「社会福祉における政策と問題量の計測」

東京都立大学人文学報No261 1995

表7 路上生活者の職業と従業上の地
(最長職・直前職)

職業の種類	最長職		直前職	
	(%)	(%)	(%)	(%)
管理職・専門職	4.1	1.9	4.1	1.9
事務職	5.9	2.5	5.9	2.5
農林水産漁業	1.7	0.6	1.7	0.6
技能労働者	46.6	28.9	46.6	28.9
販売・サービス	19.5	13.0	19.5	13.0
職訓練労働者	20.3	39.9	20.3	39.9
その他	0.6	0.5	0.6	0.5
無職	0.1	12.7	0.1	12.7
不明	1.1	0.0	1.1	0.0
従業上の地	(%)	(%)	(%)	(%)
経営者・管理職	1.7	1.1	1.7	1.1
自営業者	5.5	3.5	5.5	3.5
自由業	0.8	0.8	0.8	0.8
常用雇用者	55.9	28.1	55.9	28.1
臨時・パート	11.8	16.2	11.8	16.2
日雇	21.3	44.2	21.3	44.2
その他	0.7	0.9	0.7	0.9
不明	2.3	5.2	2.3	5.2
従業上の地	(%)	(%)	(%)	(%)
安定	63.9	33.5	63.9	33.5
不安定	33.1	60.4	33.1	60.4

平成11年度路上生活者
2000年

表6 生活保護高齢層と一般高齢層の世帯類型の比較 (東京都)

	N	%	单身	夫婦	二世帯	三世帯	その他
1985年	752	100.0	66.4	22.2	6.1	1.9	3.5
1990年	770	100.0	75.8	13.2	4.9	1.6	4.4
1996年	741	100.0	83.9	9.9	4.8	0.1	1.3
一般85年	4484	100.0	12.4	27.9	25.4	31.8	2.5
一般90年	8715	100.0	14.8	32.4	25.2	24.1	3.5
一般96年	8686	100.0	15.4	34.3	26.9	20.2	3.1

東京都生活保護世帯生活実態調査 (高齢者の生活実態)

表8 路上生活者の住宅の種類
(最長職時・直前職時)

住宅種類	最長職時		直前職時	
	(%)	(%)	(%)	(%)
持家	16.2	8.5	16.2	8.5
民間賃貸住宅	29.3	23.4	29.3	23.4
公共賃貸住宅	2.4	1.0	2.4	1.0
社宅・寮、住みか	42.0	37.6	42.0	37.6
簡易宿所 (ドミ	6.6	15.5	6.6	15.5
旅館、カプセル	1.4	7.3	1.4	7.3
その他	1.8	5.7	1.8	5.7
不明	0.3	1.1	0.3	1.1
住宅2区分	(%)	(%)	(%)	(%)
独立住宅	47.9	32.9	47.9	32.9
その他	51.8	66.1	51.8	66.1

表7におなじ

表7 路上生活者の職業と従業上の地位
(最長職・直前職)

職業の種類	最長職 (%)		直前職 (%)	
	(%)	(%)	(%)	(%)
管理職・専門職	4.1		1.9	
事務職	5.9		2.5	
農林水産漁業	1.7		0.6	
技能労働者	46.6		28.9	
販売・サービス	19.5		13.0	
賦熟練労働者	20.3		39.9	
その他	0.6		0.5	
無職	0.1		12.7	
不明	1.1		0.0	

表7

表6 生活保護高齢層と一般高齢層の世帯類型の比較 (東京都)

	N	%	単身	夫婦	二世帯	三世帯	その他
1985年	752	100.0	66.4	22.2	6.1	1.9	3.5
1990年	770	100.0	75.8	13.2	4.9	1.6	4.4
1996年	741	100.0	83.9	9.9	4.8	0.1	1.3
一般85年	4484	100.0	12.4	27.9	25.4	31.8	2.5
一般90年	8715	100.0	14.8	32.4	25.2	24.1	3.5
一般96年	8686	100.0	15.4	34.3	26.9	20.2	3.1

東京都生活保護世帯生活実態調査 (高齢者の生活実態)

表8 路上生活者の住宅の種類
(最長職時・直前職時)

住宅種類	最長職時 (%)		直前職時 (%)	
	(%)	(%)	(%)	(%)
持家	16.2		8.5	
民間賃貸住宅	29.3		23.4	
公共賃貸住宅	2.4		1.0	
社宅・寮、住居	42.0		37.6	
簡易宿所 (ドヤ)	6.6		15.5	
旅館、カブセ	1.4		7.3	
その他	1.8		5.7	
不明	0.3		1.1	

住宅2区分	(%)	(%)
独立住宅	47.9	32.9
その他	51.8	66.1

表7におなじ

平成11年度路上生活者実態調査
2000年

表9 最長職時の職業の安定度と住宅

	それ以外		合計
	独立住宅	(うち労働型)	
職業安定	273 60.4%	179 (170) (37.6%)	452 100.0%
職業不安定	60 25.1%	179 (118) (49.4%)	239 100.0%
合計	333 48.2%	358 (288) (41.7%)	691 100.0%

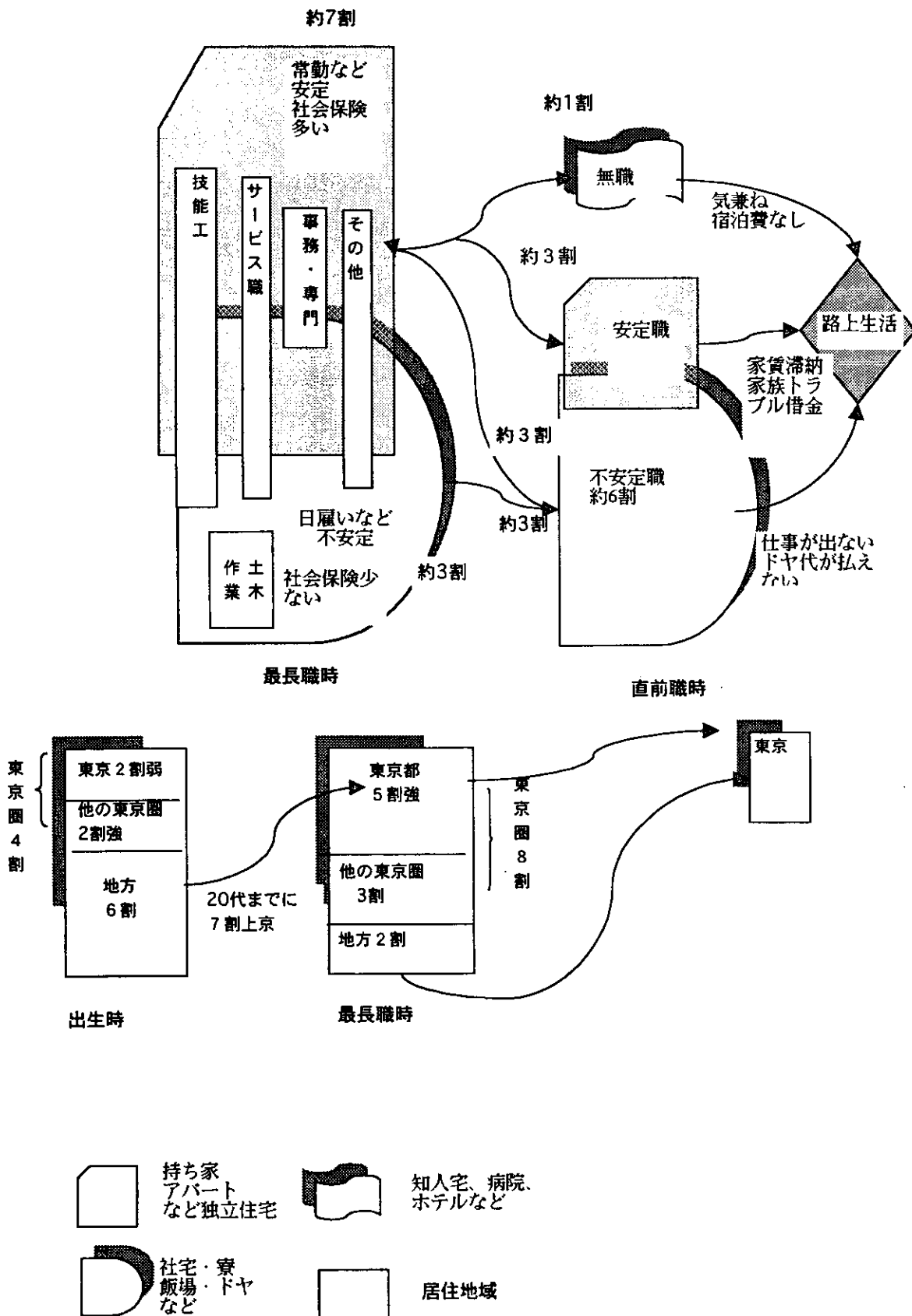
各項目とも回答した691ケースのみ

表10 直前職時の職業の安定不安定と住宅

	それ以外		合計
	独立住宅	(うち労働型)	
職業安定	133 61.3%	84 (69) (31.8%)	217 100.0%
職業不安定	77 19.4%	320 (280) (71.1%)	394 100.0%
無職	12 21.4%	44 78.6%	56 100.0%
合計	222 33.1%	448 (349) (52.1%)	670 100.0%

各項目とも回答した670ケースのみ

路上生活に至る過程
概略図



ベーシック・インカム論と社会保障制度の再編

小沢修司（京都府立大学福祉社会学部）

1. B I とは何か？

1. B I は、租税と社会保障制度を統合する最低所得保障の構想

B I 論とは、就労の有無、結婚の有無を問わず、すべての個人（男女や大人子どもを問わず）に対して、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得を無条件で支給しよう（= B I）という最低所得保障の構想。

社会保障給付（租税ならびに社会保険による）のうちの現金給付部分をすべてこれに置き換え、その財源を勤労所得への比例課税ならびに各種所得控除の廃止（現金給付に関わった社会保険の拠出金も不要になる）に求めようとする租税=社会保障政策構想。

負の所得税（Negative Income Tax）、社会配当（Social Dividend）、参加所得（Participation Income）も B I の修正バージョン。さらに、1970-74 年のイギリス・ヒース保守党政権下で提案されたタックス・クレジットや 1978-79 年に同・労働党政権下で導入された児童給付（Child Benefit）も B I の一種。

2. B I 論の系譜

B I 構想の系譜を辿れば、古くは資本主義社会成立の時期にまで遡る。18 世紀末の T. スペンスや T. ペインの所論に B I 構想の端緒、1795 年のスピーナムランド制は B I 構想を実行に移した最初の制度。

両大戦間期になると、D. ミルナーの国家ボーナス構想、C.H. ダグラスの社会クレジット提案。ミード J. Meade の社会配当論は 1930 年代から。

戦後になれば、ジュリエット・リーズ・ウィリアムズによって新社会契約（New Social Contract）構想がベヴァリッジ報告への対案として提案。今日の B I 構想に直接つながる提案（1943 年）。

1960 年代→下院議員ブランドン・リーズ・ウィリアムズ（ジュリエット・リーズ・ウィリアムズの子）がイギリス政界で取り上げる。他方、彼女と親交のあったフリードマン M. Friedman が負の所得税構想として提案。

3. B I 論の新展開

1984 年に、イギリスにおいてベーシック・インカム・リサーチ・グループ（Basic Income Research Group、以下 B I R G という）が組織。1986 年には、B I を巡る初めての国際会議の開催とベーシック・インカム・ヨーロッパ・ネットワーク（Basic Income European Network、以下 B I E N という）の旗揚げ。

以下、8 回に及ぶ国際会議は、第 1 回（1986 年）ルーヴェン・ラヌーブ（ベルギー）、第 2 回（1988 年）アントワープ（ベルギー）、第 3 回（1990 年）フローレンス（イタリア）、第 4 回（1992 年）パリ（フランス）、第 5 回（1994 年）ロンドン（イギリス）、第 6 回（1996 年）ウィーン（オーストリア）、第 7 回（1998 年）アムステルダム（オランダ）、第 8 回（2000 年）ベルリン（ドイツ）。第 9 回は 2002 年にジュネーブ

(スイス)で開催予定。

2. 戦後「福祉国家」の見直しとBI構想新展開の背景

1. 戦後「福祉国家」社会保障制度の改革課題

福祉受給とスティグマ。「貧困と失業の畏」。国家福祉と財政福祉の分割、租税＝社会保障制度の統合。

2. 80年代以降の社会経済変化

①働く女性の増大、性別分業解消の緩慢さ、家庭における女性のケア負担の増大

②高い失業率、パート、派遣など雇用形態の多様化の進展、労働組合組織率の低下

→戦後社会保障制度の基盤としていた家族ならびに労働のあり方が根本的に変化

③財政破綻、政府の失敗、市場の失敗、NPOセクターへの期待増大。新しい働き方と市民社会の成熟への期待。

④90年代以降の長期失業者、ホームレス増大、社会的排除と貧困との闘いの重大性

次項にて

3. 社会的排除と貧困

①社会的排除とは

安定雇用のない長期失業者は、労働市場から排除されるのみならず社会生活からも遠のけられ、「価値ある社会的存在」としての自覚、人間の尊厳を喪失するに至る。

今日広範囲に広がっている人間の社会的な生活全般に及ぶ不安定や疎外状況、すなわち社会的な生活への十全たる参加が阻まれている状況を社会的排除という概念で捉える。

社会的排除に抗する先駆的な所得保障政策は、フランスのRMI（参入最低所得）制度。1988年成立。

②社会的排除は貧困の新しい発現形態

「貧困」概念の狭さに由来する社会的排除概念の登場。「貧困」＝所得の貧困。

A.センの「潜在能力アプローチ」では、社会的排除は社会生活を行うという機能を遂行する潜在能力の貧困として捉える。

「もし経済学について苦言を呈するべき点があるとしたら、非常に狭い領域での不平等、すなわち所得の不平等に相対的重要性が与えられていることが多いということである。こうした領域の狭さは、不平等や平等を別の方法で見ようとしない傾向を強める結果になる。……（中略）……その結果、失業、不健康、教育の欠如、社会的排除といった他の変数に関する剥奪状況を無視してきたのである。不幸なことに経済的不平等は所得の不平等であるとする見方は経済学ではかなり一般的である。」

「貧困は潜在能力の剥奪という観点から正しく説明することができる。このアプローチは（手段としてのみ意味のある低所得とは違い）本質的な重要性をもつ剥奪状態に関心を集中するのである」

失業は所得の貧困をもたらすだけでなく、「精神的な傷、働く意欲・技能・自信の喪失、不安定な病的状態の増大、家族関係や社会生活の崩壊、社会的排除の強まり、人種の緊張や男女間の不平等の高まりなど、個人の生活に深刻な影響を及ぼし、所得以外の種類の剥奪をもたらす」。

「社会的排除－包摂」の課題は、「貧困－人間発達」の課題。

UNDP (国連開発計画)『人間発達報告書 1998』から用いられている先進国向けの人間貧困指数 (HPI-2)には健康面、教育面、生活水準 (所得)面の指数にプラスして1年以上に渡る長期失業者数が参加－社会的排除の指数として採用されている。

3. BI論の諸相

1. 3段階のBI提案

FB I (完全なBI): 「十分生活に足る」所得で、所得税率は70%にまで達する。

PBI (部分的BI): 夫婦に支給されている所得補助の半額 (1992年で週当たり33ポンド)を成人に支給 (子どもは減額、高齢者や障害者へは増額)。他の社会保障給付による補足が必要。所得税率は35%。

TBI (過渡的BI): PBIへ向けた第1段階。支給額は成人に週当たり13ポンド、子どもには10ポンド。所得税率は変化なし。個人所得控除は廃止、しかしTBIを超える20ポンドまでの稼得収入は非課税。

[シチズン・インカム・リサーチ・グループCIRG作成のパンフ‘No.3: Paying for Citizens Income’, 1993.より。なお、CIはBIに表現を変えている。CIとBIの関係については、後述。]

2. 最低所得保障の諸類型とBI構想 [この項は、フィッツパトリックの整理に基本的に依っている]

①負の所得税: 自由主義者や急進的右翼Radical RightのBI論

自由主義者らがBIに共感を示す理由:

第一、生活賃金への配慮は不必要。

第二、自由市場に所得保障を結びつけ、「人間の顔をした資本主義」(Brittan, S.)の創造が可能。

第三、人々が望むように、そして望む方法で生きていく自由の獲得。

BIを受け入れがたい理由:

第一、雇用倫理を損なうことへの懸念。

第二、費用がかかりすぎることへの懸念。

第三、「家族中立性」が家族の解体を促すことへの懸念。

BIと負の所得税との相違

表1 BIと負の所得税の比較

	BI	負の所得税
資格要件	合法居住	合法居住
資力調査 他の所得の有無	なし (自動的) 問わない	あり 問われる
支給時期	事前	事後
支給対象	個人	家族/世帯
労働履行 (過去・現在)	要求しない	要求しない

出所) Van Parijs, P. [1992], p.4. 及び, Parker, H. [1991], pp.10-12より作成。

表2 負の所得税 (NIT) の場合の最終所得

稼得所得	NIT	最終所得
—	50ポンド	50ポンド
10ポンド	46ポンド	56ポンド
20ポンド	42ポンド	62ポンド
30ポンド	38ポンド	68ポンド
60ポンド	26ポンド	86ポンド
100ポンド	10ポンド	110ポンド
120ポンド	2ポンド	122ポンド

出所) Fitzpatrick, T. [1999], p.90.

注) 正負の所得税分岐点は125ポンド。

表3 ベーシックインカム (BI) の場合の最終所得

稼得所得	所得税	税引き後所得	BI	最終所得
—	—	—	50ポンド	50ポンド
10ポンド	4ポンド	6ポンド	50ポンド	56ポンド
20ポンド	8ポンド	12ポンド	50ポンド	62ポンド
30ポンド	12ポンド	18ポンド	50ポンド	68ポンド
60ポンド	24ポンド	36ポンド	50ポンド	86ポンド
100ポンド	40ポンド	60ポンド	50ポンド	110ポンド
120ポンド	48ポンド	72ポンド	50ポンド	122ポンド

出所) Fitzpatrick, T. [1999], p.95.

注) 所得税率は40%。

負の所得税は、資力調査に伴うステイグマからの脱却は望めず、「失業と貧困の畏」には依然として束縛。家族意でイデオロギーへも束縛。

②参加所得：社会改良主義者や福祉集産主義者 Welfare Collectivist のBI論

代表的論者は、A. B. アトキンソン。

福祉集産主義者がBIを支持する理由：

- 第一、現行の社会保険や資力調査を伴う公的扶助よりも確実なセイフティネットを提供。
- 第二、失業と貧困の民に真っ向から取り組み、市場に基礎を置いた義務の遂行を人々にし易くさせる。
- 第三、税-社会保障給付システムを統合し合理化する。
- 第四、転職にあたっての職業訓練や技能向上のためのサバティカルの取得を容易にすることによって雇用の柔軟性を確保することができる。

BIを受け入れがたい理由：

- 第一、社会保険原理を損なう。
- 第二、「フリーライダー」の助長、社会的排除の国家による誘発。

参加所得としてのBI修正バージョンの提案

国民保険制度を補完するものとしてBI（PBI）の導入。

支給要件に、a.認定された職業訓練や教育を受けていること、b.子ども、高齢者、障害者などをケアしていること、c.認定されたボランティア活動へ参加していることの3点のうちいずれかの充足を付加。アトキンソンは、著書『ヨーロッパにおける貧困』（1998）で社会的排除ならびに貧困との闘いにおける所得保障政策として、ヨーロッパ各国は参加所得としてのベーシック・インカムを採用すべきと力説。

参加所得の難点：形を変えた「資力調査」の必要性。就労の意思確認。自発的でなければならないボランティア活動の強制。

→ゴルツのワークフェア的所得保障批判（後述）

③社会配当：社会主義者らのBI論

ミードの所論のほか、ローマーの市場社会主義論での登場。

社会主義者にとってのBIの長所：

- 第一、労働者に労働市場からの自由を付与することによって資本家の力に対して労働者の力を相対的に改善。
- 第二、貧困を救済し、脱商品化を奨励することによって社会的正義を促進する。

社会主義者にとってのBIの欠点：

生産手段の集団的社会的所有やそのコントロールについては何も語ろうとはしないこと。

BI構想を生産手段の集団的社会的所有形態と結合させ、社会配当論として提案。

3.BIかCI（シチズン・インカム）か

1992年、BIRGがCIRGに名称変更。以後、イギリスを中心としては、CIと呼ばれる。

名称変更の理由：市民社会を支える個人の自由の基盤を整備するものとしてBI構想を捉え直す。

「社会保障改革は、市民性（シチズンシップ）についての広範な議論と」重要な関わりを有している」

フィッツパトリックは、さまざまな思想的立場を超えて関心が寄せられている最低所得保障構想の呼び名としては、B Iが相応しい、と言い、「B Iの性格や意義、その効果などについて（市民性とのかわり）しっかりと議論しなくてはならなくなるのは、『最小限モデル』を越えて先に進む時だ。」

4. 「労働と所得の関係性」からみたB I論～ゴルツによるB I批判と受容～

①所得保障と労働時間短縮の結合

B Iという労働と切り離された所得保障構想が登場するのは、高度情報。サービス化社会＝労働生産性の高度な発展の結果として、社会的必要労働がますます減少していくなかで、労働＝賃金で生活することが基本とする考え方が成り立たなくなるという社会経済的状況の反映であって、当然の成り行き。

B Iを補足する3要件の必要性

第一、 稼得所得の減少が社会所得（B I）の増額によって埋め合わされながら、すべての人の労働時間を短縮すること。

第二、 効果的な教育―職業訓練政策により新しい技術や技能の習得へのアクセスを保障すること。

第三、 ボランティア、社会貢献活動や協同的労働の促進、社会的・政治的認知の推進。

ただし、第二、第三については、B I支給の条件とすることへは反対。

②「所有権と労働権の分かちがたい一体性」

単に、失業者など生活に困窮した人々の生活を国家が所得保障するだけでは不十分。

保守と左翼の分水嶺。

「左翼のオルタナティブは、失業の増大を、避けようのない与件として受け容れることはせず、失業と失業がもたらすさまざまな形のアウトロー化を耐えやすいものにするを目的にすることもない。それは、社会が十全の権利をもつフルタイム労働者と除け者とに分断されることに対する拒否に根ざしたものである。したがって、左翼の構想の中心となるのは、あらゆる労働から独立した所得の保障ではなく、所有権と労働権との間にある切り離すことのできない関係なのである。市民一人ひとり、普通的生活水準を得る権利をもっていなければならない。だが、一人ひとり、消費するものの等価労働を社会に提供する可能性（権利と義務）ももっていなければならない。要するに、『自分の生活費を稼ぐ』権利、自分の生活に必要なものを経済的政策決定者の善意に頼らない権利なのである。所有権と労働権のこの分かちがたい一体性が、一人ひとりにとっての市民権の土台である。」

段階的に大幅な時短を実現。フルタイム労働基準の引き下げ、労働適齢期全体への拡張。

③社会的排除と所得保障を巡って

B. ジョーダンとの論争

ジョーダン：B Iにより標準的消費生活への参加と地域社会への参加を保障することの重要性を強調

ゴルツ：社会的排除は所得の欠如のみで生じるのではなく、所得保障し、地域での社会貢献活動に従事するだけでは「社会への完全な参加」は望めない。

「人間には十分に安定した所得はどうしても必要であるが、同じように、人間は行動・努力し、他人に対して自分を試し他人から認められることも必要」なのであって、資本主義はこれら二つの必要性を、ペイドワークを通じて結合・

融合させることによって、資本の権力とイデオロギー的支配力を確立している。」

有償雇用に就くことによってはじめて人間は社会的に認められた存在になるという資本主義社会の避けられない現実から出発しながら、こうした有償雇用＝賃金依存社会からの「大脱出」を目指すゴルトツ。

5.残された諸相

フェミニズム、性別分業廃棄とB I論。

エコロジー、「緑の党」とB I論。

社会主義、社会配当とB I論

4. B I 論と社会保障制度再編へのインパクト

1.アンチ「福祉国家」の租税＝社会保障構想

アンチ「福祉国家」たる所以：第一、家族単位ではなく個人ベース。

第二、他の所得の有無を問わない。

第三、労働履行（過去、現在、将来も）を要求しない。

2.ワークフェア的所得保障政策の進展

フランスのRMI、イギリスのWFTC、ドイツの就労扶助などなど。

「紆余曲折しながらもベーシック・インカムへの道を進んでいる」（ブリッタン）

3.社会保障制度改革と租税政策、労働政策との一体性

ひとり社会保障制度改革ではなく、税制度、労働政策一体となった、これからの福祉社会のあり方をどのように構想、グランドデザインするのかを要求。

4.資本主義枠内での改革か、資本主義の枠を飛び出る改革か

B I 構想自体、両者を包含しつつ進行し得る。

市民社会の成熟度ならびに将来を見据えた構想力が、その後を規定するのか？

<参考文献>

小沢修司 [2000 a]、「アンチ『福祉国家』の租税＝社会保障政策論～ベーシック・インカム論の新展開～」『福祉社会研究』第1号、2-11 ページ。

小沢修司 [2000 b]、「貧困・社会的排除との闘いの新局面と 21 世紀『福祉国家』の課題」『経済科学通信』No.94、54-60 ページ。

小沢修司 [2001]、「ベーシック・インカム論と福祉社会の展望～所得と労働の関係性を巡って～」社会政策学会第 102 回大会自由論題（2001 年 5 月 26 日、中央大学多摩キャンパス）。

本報告中、引用など出典は省略しているので、上記参考文献を参照されたい。

消費社会における貧困の基準と公的扶助制度へのインパクト

金城学院大学・柴田謙治

1. 公的扶助制度における貧困の基準の位置と貧困についての認識

(1) 公的扶助制度における貧困の基準の位置—公的扶助制度の起点(、終点)として

- ① 貧困の測定・把握—生活保護基準
- ② 最低限度の設定—最低生活保障水準
- ③ 再分配等の制度の効果測定—L I S等

(2) 貧困とは何か—必要と充足の相関関係(岩田正美他「社会福祉原論」へるす出版、1998)

「収入を得るような仕事につけないとか、その収入が家族全体の必要充足からみて著しく低いとき、あるいは市場に出回らないような特殊な財を必要とするような場合、また子どもの養育期のように必要充足の量が著しく拡大する時期に生じる、必要が満たされない状況」

2. 「社会政策と社会的不平等の再生産の関連性に関する総合的研究」(代表・平岡公一)における貧困の測定

(1) 調査の概要

- ① 調査の枠組み
- ② 調査の方法—訪問面接聴取法
- ③ 調査の実施時期—1996年12月
- ④ 調査の実施結果—東京都23区内に居住する高齢者1000名、有効サンプル数654(男性309、女性345)

(2) 貧困の測定に用いた方法—「低所得と生活不安定」という章を担当して

- ① 社会階層と耐久消費財
- ② 公的扶助基準を援用した測定
- ③ タウンゼントの「相対的剥奪基準」による測定→平岡公一担当の章へ

(3) 調査結果

- ① 社会階層と耐久消費財で「格差」は確認できたが「低位な消費生活=貧困」の基準は得られなかった・(高度成長期以降の)「低所得・不安定層」は、かつての貧困層プール理論のように独自の階層を形成するのではなく、それぞれの社会階層の内部に固定化され、潜在化したため、貧困が見えにくくなった(江口他「生活分析から福祉へ」光生館、1987)。→「それぞれの階層が生活に追われる」時代

② 公的扶助基準による測定結果—塚原康博による収入の分析と生活保護基準との比較

公的扶助基準の種類	高齢者夫婦	単身高齢者
生活保護の一般基準	175万円以下—4.9%	127万円以下—33.5%
〃(住宅扶助を除く)	159万円以下—4.0%	111万円以下—22.7%
東京都基準	239万円以下—13.3%	176万円以下—45.8%

→公的扶助基準は貧困の基準として高いか低いかなぜ高くなるのか?

3. 貧困の基準の上昇における「生存水準」と「社会的慣習的水準」の乖離

(1) 貧困の基準を設定するための二つの費目—一家計調査の伝統から

- ① 生存水準にかかわる費目
- ② 社会的慣習的水準にかかわる費目

- (2) 生存水準にかかわる費目を中心とした貧困の基準の設定—マーケット・バスケット方式、エンゲル係数
第一次的貧乏—「その総収入が、単なる肉体的能率を維持するために必要な最小限度にも足らぬ家庭」、
単なる肉体的能率を維持するために必要な支出を「食物」「家賃」「家庭雑費」という費目によって推
算。食物については1日3,500カロリーあれば「ふつう程度の肉体労働」に従事する成人男性が肉体的
な再生産をできるという栄養科学の知見にもとづいて、最も安価にそれだけの栄養値を摂取できる
食物の量と価格によって推算し、家賃については調査地における住居の平均コストを、家庭雑費につ
いては「絶対に必要なもの(絶対になしではすまされないもの)を最も安く入手するといくらになるか」
という質問の結果を用いて「貧困線」を設定(B.S.ロウンリー「貧乏研究」千城、1975)
→成年男子と成年女子に子どもが3人いる世帯のエンゲル係数は59.2

(3) 貧困線の上昇と生存水準、社会的慣習的水準にかかわる費目の比重の変化

- ① 社会保障研究会調査(江口英一、高野史郎、松崎衆太郎ら、1975年)
失業対策事業就労世帯のエンゲル係数—神奈川県で48.1%、東京で44.6%
- ② 全物量積み上げ方式を用いた最低基準生活費の算定(江口他「生活分析から福祉へ」光生館、1998)
 - ・「最低基準生活費」—生活基盤や社会保障・社会福祉制度などを利用する可能性や享受する度合い
が低く、今日的な生活様式や生活水準よりも低位な階層の最低生活基準
→高齢者単身世帯が1ヶ月143,814円、高齢者夫婦世帯が209,612円、年収に直すと、高齢者単身
世帯が172万5768円、高齢者夫婦世帯が251万5344円(生活保護の東京都基準と近似)
エンゲル係数は単身高齢者世帯で20.4%、高齢者夫婦世帯で37.7%
 - ・「最低標準生活費」—生活基盤や社会保障・社会福祉制度などを享受する度合いや、今日的な生活様
式と生活水準が標準のレベルに達している階層の最低生活基準
→民間借家の単身高齢者で1ヶ月236,269円、同じく民間借家の高齢者夫婦世帯が345,099円、年
収に直すと、高齢者単身世帯が283万5228円、高齢者夫婦世帯が414万1188円
- ③ 「表2-1-1 控えめにして適切な生計費の品目」に基づく貧困の基準のエンゲル係数—13~18%
→貧困線が「食べるものにもこと欠くような貧困=生存水準」をこえて「人なみに近い生活水準=社会
的慣習的水準」へと上昇した結果、公的な貧困線は「食べられない水準の貧困ではない」という批判
を招くようになってしまった

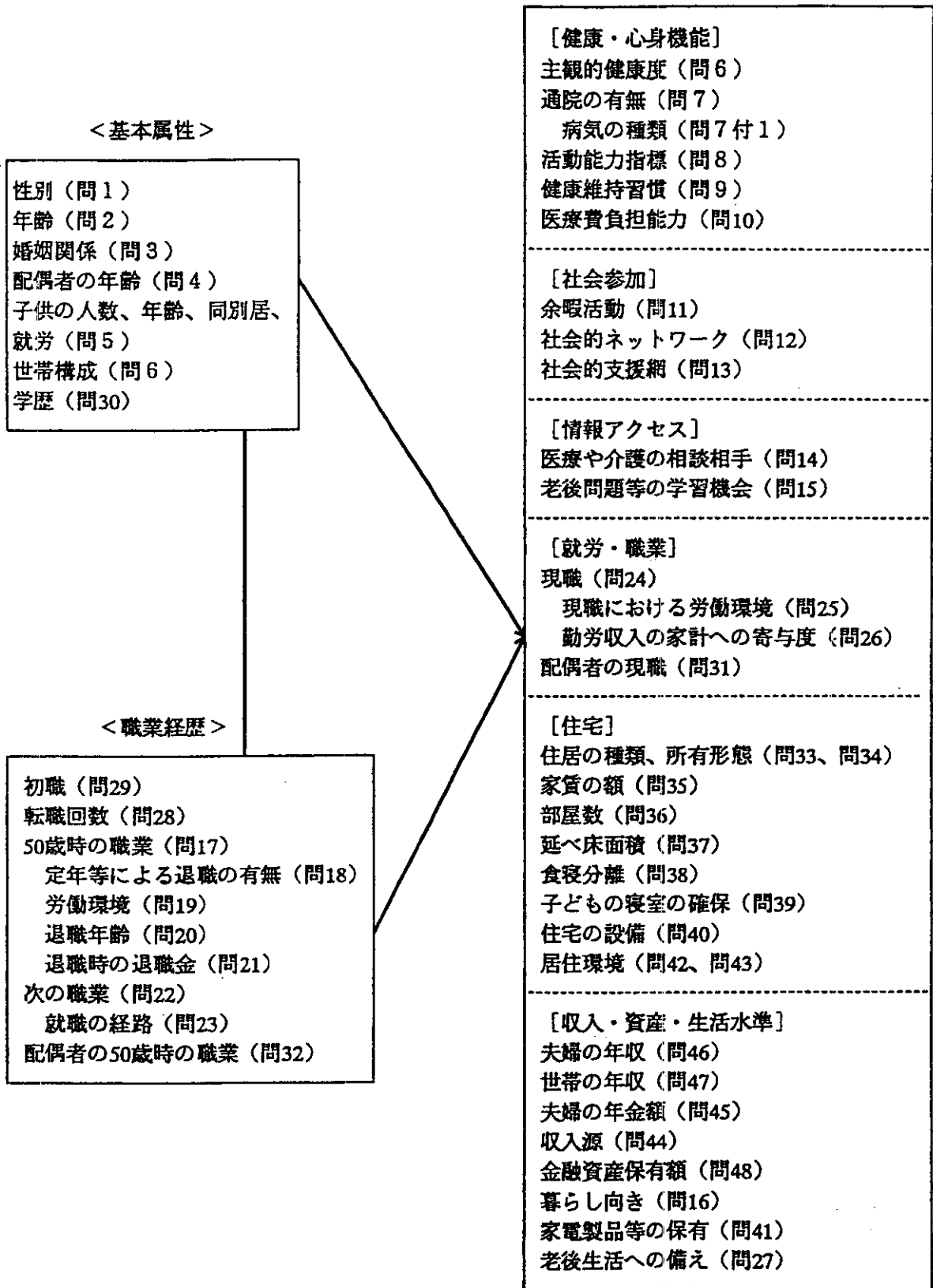
4. 消費社会における貧困の基準のジレンマと公的扶助制度へのインパクト

(1) 消費社会における生存水準と社会的慣習的水準の乖離—公的扶助制度のジレンマ

- ① 「必要」を超えた社会的慣習的水準が社会的な標準になると貧困線も「人なみ」をめざして上昇
- ② 社会的慣習的費目に押し上げられた貧困の基準による貧困の測定への批判とコストの増大

(2) 公的扶助制度の課題—消費社会における「貧困」の概念と基準の設定

- ① 消費社会における「人なみ」の再検討—「東ロンドンを救う方法は？」(S.バーネット)
- ② 生活に関連する施策との関連—「必要に基づく社会政策」(武川正吾「福祉社会」有斐閣、2001)



研究報告書「社会政策と社会的不平等の再生産の関連性に関する総合的研究」報告書, 1998.

- 2) タウンゼントは「相対的剝奪」の概念を、「個人、家族、諸集団は、その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件やアメニティをもったりするために必要な生活資源を欠いている時、全人口のうちでは貧困の状態とされる」と定義し、耐久消費財の保有状況や社会参加といった項目を精査した「相対的剝奪指標」を用いて、所得が一定水準を下回ると相対的剝奪指標の得点が急増する「閾」から「貧困」の基準を設定した。この基準を用いると、1968年から69年のイギリスで貧困な世帯は25.2%にのぼると推計される (Townsend, 1979, p. 273).

"Poverty in the United Kingdom"

表1-4-2 本人の50歳時の所属階層と現在の年収（夫婦）

(単位：万円)

50歳時の所属階層 (B方式8分類)	男性					女性				
	175万円未満	175～275万円	275～425万円	425～650万円	650万円以上	175万円未満	175～275万円	275～425万円	425～650万円	650万円以上
経営者 (男72女79)	12	18	12	12	18	34	12	14	8	11
大管理 (男29女21)		2	2	9	16	2	2	7	3	7
中小管理 (男26女8)	1	2	8	7	8		1	5	1	1
大専門事務 (男42女24)	3.8	7.7	30.8	26.9	30.8		12.5	62.5	12.5	12.5
中小専門事務 (男19女26)	1		14	16	11	2	6	6	5	5
大ブルー (男16女35)	2.4		33.3	38.1	26.2	8.3	25.0	25.0	20.8	20.8
中小ブルー (男33女30)		5	6	5	3	8	11	4	1	2
自営業 (男19女20)		26.3	31.6	26.3	15.8	30.8	42.3	15.4	3.8	7.7
不明/その他 (男2女26)		5	1	6	4	5	12	10	4	4
合計	10	10	7	5	1	14	9	6	1	
	30.3	30.3	21.2	15.2	3.0	46.7	30.0	20.0	3.3	
		9	8	2		5	4	6	5	
		47.4	42.1	10.5		25.0	20.0	30.0	25.0	
		1	1			15	3	3		5
		50.0	50.0			57.7	11.5	11.5		19.2
	24	51	59	63	61	85	60	61	28	35
	9.3	19.8	22.9	24.4	23.6	31.6	22.3	22.7	10.4	13.0

平田公一編著「高齢期の社会
不平等」第4章「低所得と生活
安定」東京大学出版会、1997

表1-4-3 所属階層（本人の50歳時）別の現在の年収（夫婦）

(単位：万円)

50歳時の所属階層 (B方式8分類)	男性					女性				
	ケース数	最小値	最大値	平均値	最頻値	ケース数	最小値	最大値	平均値	最頻値
経営者	29	188	3600	1215	500	21	25	2800	652	300
大管理	42	163	3500	679	600	24	113	2000	544	400
中小管理	26	113	2400	616	350	8	213	700	402	300
大専門事務	16	250	1500	553	250	35	63	800	340	250
中小専門事務	19	188	1100	453	250	26	63	1000	265	188
大ブルー	19	188	500	293	300	20	25	600	306	300
中小ブルー	33	25	800	274	138	30	25	450	193	300
自営業	72	0	3600	545	188	79	25	6000	448	25
不明/その他	2	300	500	400	—	26	0	3500	423	88

表1-4-4 本人の50歳時の社会階層と耐久消費財の保有率(%)

50歳時の所属階層 (B方式8分類)	電話	冷蔵庫	カラーテレビ	電気洗濯機	衣類乾燥機	ビデオデッキ	ステレオ・CDプレーヤー等	電気カーペット	オープンレンジ	応接セット	自動車	別荘・セカンドハウス	
男性													
経営者	98.9	100.0	98.9	98.9	23.7	69.9	71.0	57.0	50.5	90.3	35.5	57.0	4.3
大管理	100.0	100.0	100.0	100.0	32.4	76.5	82.4	76.5	79.4	94.1	67.6	67.6	17.6
中小管理	100.0	100.0	100.0	100.0	20.7	75.9	58.6	58.6	62.1	93.1	48.3	48.3	3.4
大専門事務	98.0	100.0	100.0	100.0	36.7	81.6	79.6	75.5	69.4	91.8	65.3	42.9	16.3
中小専門事務	100.0	100.0	100.0	95.2	14.3	61.9	52.4	52.4	52.4	81.0	52.4	19.0	4.8
大ブルー	100.0	100.0	100.0	100.0	20.0	80.0	70.0	75.0	60.0	85.0	40.0	35.0	5.0
中小ブルー	84.2	92.1	97.4	84.2	2.6	39.5	36.8	44.7	21.1	60.5	5.3	23.7	0.0
自営業	100.0	100.0	95.0	95.0	0.0	50.0	45.0	55.0	30.0	75.0	30.0	20.0	0.0
不明/その他	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	40.0	60.0	80.0	20.0	80.0	40.0	0.0	0.0
女性													
経営者	100.0	100.0	100.0	99.1	19.8	46.2	54.7	54.7	48.1	84.9	31.1	34.9	7.5
大管理	100.0	100.0	100.0	100.0	30.8	57.7	61.5	65.4	65.4	88.5	65.4	46.2	19.2
中小管理	100.0	100.0	100.0	100.0	20.0	80.0	70.0	40.0	50.0	70.0	60.0	30.0	10.0
大専門事務	100.0	100.0	100.0	96.2	34.6	76.9	76.9	61.5	73.1	92.3	80.8	42.3	11.5
中小専門事務	100.0	100.0	100.0	100.0	20.0	56.7	60.0	50.0	60.0	90.9	40.0	30.0	6.7
大ブルー	100.0	100.0	100.0	100.0	2.09	62.8	74.4	51.2	55.8	90.7	37.2	37.2	7.0
中小ブルー	91.9	97.3	97.3	89.2	8.1	37.8	35.1	56.8	29.7	51.4	5.4	27.0	2.7
自営業	100.0	100.0	100.0	100.0	21.7	65.2	69.6	52.2	39.1	87.0	13.0	39.1	4.3
不明/その他	97.7	97.7	100.0	93.2	27.3	43.2	50.0	52.3	56.8	79.5	40.9	36.4	6.8

Market Basket 方式は、改訂のつど改善を加えられていったのであるが、一応方式として確立されたと考えられる第14次改訂（32年4月）について、その具体的内容を説明しておこう。

マーケット・バスケット方式

費目構成は、飲食物、家具什器、光熱、被服、保健衛生、雑費に加えて、水道料、電灯料の各費目である。

小沼正一「貧困—その測定と生活水準」、東京大学出版会、1991年、p.33.

まず飲食物費についてみよう。標準5人世帯は前に述べたとおり非稼働の寡婦世帯と考えられるので、必要熱量も15歳以上は軽労作、15歳未満は中等労作のその充足を目途としている。そこで国民食糧および栄養審議会発表の「日本人標準栄養要求量」を採用して、世帯の1人1日当りの飲食物総カロリーを算出している。

つぎにこれを主食、魚介、卵乳、獣鳥肉、野菜、いも、豆、調味料、砂糖、油脂の費目に分けるのであるが、これら費目に含まれる品目は、たとえば主食には米（配給内地米、希望配給内地米および外米）、小麦粉、精麦、魚介にはいわし、いか、さばの生ま物、干いわし、さつまあげ、焼竹輪などの加工品が含まれ、その品目数はつぎの飲食物費以外をも含めて合計80品目内外である。その品目ならびに購入数量は、国民栄養調査および総理府統計局家計調査（FIES）の結果を採用し、さらに栄養量の費目構成割合についても、国民栄養調査結果のそれに準拠するなど、できるだけ一般国民生活の実態と合致させようとしている。

表2-1-2 「控え目にして適切な」基準生活費と所得補助、平均所得の50%未満の貧困線¹⁾との比較

(単位：円、週あたり、1995年価格による²⁾、1円=188円)

費目	単身者	夫婦	母親と2人 ³⁾ の子ども	2人の子ども ³⁾ がいる夫婦
住宅費（借家）	36.46 (21)	34.68 (15)	47.82 (15)	47.82 (16)
地方税	5.46 (3)	7.27 (3)	6.37 (2)	6.37 (2)
燃料費	6.01 (4)	8.63 (4)	15.21 (5)	15.21 (5)
食料費	28.98 (17)	42.65 (18)	41.52 (13)	41.52 (14)
酒代	8.75 (5)	15.00 (6)	6.25 (2)	6.25 (2)
タバコ代	0.00 (0)	0.00 (0)	0.00 (0)	0.00 (0)
被服費	7.21 (4)	15.43 (6)	23.64 (7)	23.64 (8)
福祉サービス	4.05 (2)	9.55 (4)	8.29 (3)	8.29 (3)
耐久消費財	9.28 (5)	14.30 (6)	23.61 (7)	23.61 (8)
家事サービス	4.15 (2)	5.97 (3)	4.51 (1)	4.51 (2)
自動車費	37.29 (22)	37.32 (16)	37.84 (11)	0.00 (0)
手数料等	3.52 (2)	5.88 (2)	5.60 (2)	12.00 (4)
教養娯楽品	6.41 (4)	8.76 (4)	15.69 (5)	15.69 (5)
教養娯楽サービス	12.36 (7)	23.69 (10)	13.49 (4)	13.49 (5)
児童ケア費、ベビーシッター代 ⁴⁾	0.00 (0)	0.00 (0)	71.83 (22)	71.83 (24)
労働組合費	1.35 (1)	2.68 (1)	1.31 (0)	1.31 (0)
ペット費	0.00 (0)	3.77 (2)	6.23 (2)	6.23 (2)
借家人分合計	171.28 (100)	235.58 (100)	329.51 (100)	298.07 (100)
住宅費分支払い後 ⁵⁾	134.82	200.90	281.69	250.25
「所得補助」の貧困線	46.50	73.00	93.85	115.15
「控え目にして適切な」基準のうち「所得補助」で充足できる割合	34%	36%	33%	46%
「平均所得の50%」の貧困線	65.00	118.00	113.00	166.00
「控え目にして適切な」基準のうち「平均所得の50%」で充足できる割合	48%	59%	40%	66%

原注：1) 住宅費支払い後。

2) 「控え目にして適切な」基準生活費は、1995年の小売価格指標に基づいて改訂された。

3) 4歳と10歳。

4) 全員が支出するとは限らない、児童ケアの費用を含む。

5) 住宅費は住宅費支払い後の貧困線との比較のために除外されている。

6) 「借家人分合計」における各費目の比率(%)は、小数点第1位を四捨五入して算出。

Carey Oppenheim & Lisa Harker, *Poverty: The Facts*, 3rd edition CPAG Ltd., 1996, p.43より作成。

表 6-2 デプリベーション指標

1. 過去 12 月間に、家庭外で 1 週間の休日を通さなかったもの。(53.6%)
2. 成人のみ；過去 4 週間に、食事や軽食のために、親戚や友人を家庭に招かなかったもの。(45.1%)
3. 成人のみ；過去 4 週間に、親戚や友人と食事や軽食のために外出しなかったもの。(45.1%)
4. 子供のみ (15 歳以下)；過去 4 週間に、友人と遊んだりお茶を飲むことをまったくしなかったもの。(36.3%)
5. 子供のみ；最近の誕生日にパーティをしなかったもの。(56.6%)
6. 最近 2 週間に、娯楽のために午後または夕方外出しなかったもの。(47.0%)
7. 1 週間のうちに 4 日間、新鮮な肉を食べなかったもの (外食を含めて)。(19.3%)
8. 過去 2 週間に、調理を加えた食事なしで 1 日以上通したのもの。(7.0%)
9. 1 週間のうち大半、調理を加えた朝食を食べなかったもの。(67.3%)
10. 家庭に冷蔵庫がないもの。(45.1%)
11. 家庭で、日曜日のご馳走 (a Sunday joint) を普通しないもの (4 回のうち 3 回しないものも含む) (25.9%)
12. 家庭に、つぎの 4 つの室内専用施設がないもの。(水洗便所、流しまたは洗面台および水道蛇口、据え付け風呂またはシャワー、ガスまたは電気調理器)。(21.4%)

注) () の数字は、調査対象人口のうちに占める比率。

出所) P. タウンセント「相対的収奪としての貧困」D. ウェッダーバーン編著 (高山武志訳)「イギリスにおける貧困の論理」(海外社会福祉選考 4) 光生館、1977 年、45-46 頁。

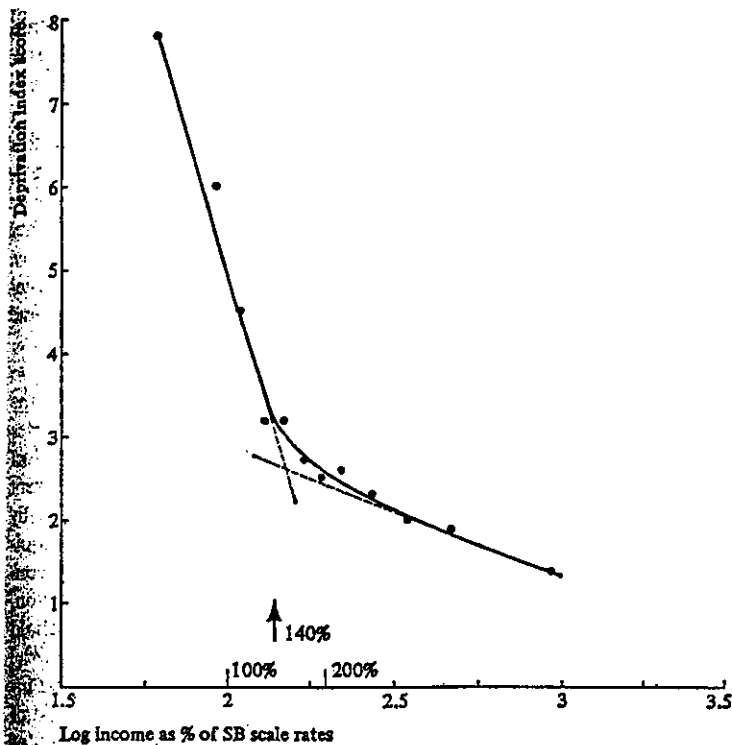


Figure 6.4. Modal deprivation by logarithm of income as a percentage of supplementary benefit scale rates.

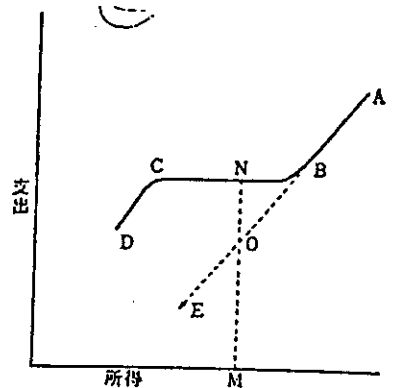


図 6 エンゲル線の変曲
 カンパウ
 等山京著作集 第二巻
 「最低生活費研究」トマス出版
 142 ページ

Townsend, '79. p26/

1. 2. 1974. ASD

具体的にいえばつぎのとおりである。総理府統計局の家計調査 (FIES) における東京区部の有業者 1 人を含めた 4 人世帯の実態生計について、消費支出階層別の飲食物費と飲食物費の消費支出総額に対する割合すなわち Engel 係数との相関式をもとめる。一方で、この FIES 4 人世帯の代表的世帯構成と考えられる 35 歳男、30 歳女、9 歳男、4 歳女の世帯について、その飲食物費を、従来の Market Basket 方式によって、昭和 34 年 12 月栄養審議会答申による「日本人栄養所要量」による所要熱量に基づいて算出する。つぎにこの飲食物費をさきにもとめた相関式に代入してその世帯の Engel 係数をもとめ、飲食物費をその Engel 係数で除して消費支出総額を算出する。さらにこのなかから生活扶助基準に含まれない住宅費、教育費、医療費、および一時扶助に相当する経費を控除して、生活扶助基準を算出する。

貧困軽減における普遍主義と選別主義：LISを使った国際比較

平成13年9月18日

国立社会保障・人口問題研究所 阿部 彩*

報告の概要

- 1) 問題提起
- 2) 普遍主義と選別主義：Pros and Cons
- 3) 手法
 - ベッカーマンの貧困軽減効率
 - 貧困脱却のロジット分析
- 4) 「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」とLISデータベースの比較互換性
 - 所得の定義
 - 簡単な指標の比較（不平等度、Headcount 貧困率）
- 5) Means-test / 普遍性と Poverty Outcome の指標の国際比較
 - 日本の結果
 - 他国との比較
- 6) 所得層の中での選別性の検証
 - 貧困脱却のロジット分析
- 7) 課題

I. 問題提起

普遍主義 (Universalism) と選別主義 (Targeting)

- ① **Universal programs**
対象者：すべて
- ② **Means-tested programs**
対象者の選別： 低所得層 対 非低所得層
- ③ **Targeted programs**
対象者の選別： 低所得層の中でも区別 →
Deserving-Poor & Non-deserving Poor

* 国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6階 TEL:03-5253-1111 内線 4422 E-mail:
AYAABE@ipss.go.jp
本稿の見解は、筆者個人のものであり、筆者の所属する組織の見解を表したものではありません。

II. 普遍主義と選別主義 : Pros & Cons

Marmot (1971) 表 1

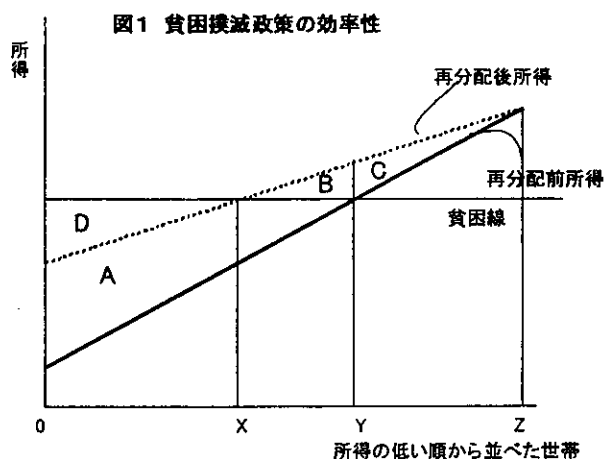
Besley (1989) Individuals incur a non-recoverable cost in order to get means-tested benefit. However, with the same govt expenditure, the critical level of the cost at which the poverty is the same under means-testing and universal scheme, is high.(Simulated population)

Creedy (1996) Comparing Linear Income Tax($y'=a+ty$)and Minimum Income Guarantee, under no post-poverty scenario and a govt budget constraint, LIT gives better inequality measure. (Simulated population)

III. 手法

1) 貧困撲滅政策の効率性 : 先行研究

貧困撲滅の効率性の指標としては、ベッカーマン(1979)の定義が有名である。図 1 は、縦軸に所得、横軸に所得の低い順から世帯(または個人)を並べたものである。太線が再分配前所得、点線が再分配後所得を表す。ここでベッカーマンは、垂直効率 (Vertical expenditure efficiency) $= (A+B)/(A+B+C)$ 、貧困撲滅効率 (poverty reduction efficiency) $= A/(A+B+C)$ と定義している (Beckerman, 1979)。



Mitchell(1991)は、これらの定義を用いて、再分配後貧困ギャップ率を以下のように定式化している。

$$P_{\text{post}} = P_{\text{pre}} - (\text{size} \times \text{efficiency})$$

Where size = amount of social expenditure

efficiency = Beckerman's poverty reduction efficiency

しかし、この定義を貧困撲滅プログラムのみならず社会保障における再分配全体の機能にあてはめようとする、様々な不都合が生じる。特に問題は、Kim(2000a)が指摘するように、この定義は、税金や社会保険料などの負の移転を想定していないことである。実際の社会保障政策においては、低所得層(図1ではZ以下)においてもすべての世帯に正のネット移転を行っているわけではなく、貧困層(Y以下)における負の移転が生じる場合には最終貧困ギャップが増加することとなる。Kimは、この問題を解消するために、貧困ギャップ軽減率(P_{red})を次の様に分解している。

$$P_{post} = P_{pre} - (size \times Efficiency - P_{inc}) \quad (1)$$

P_{post} =再配分後貧困ギャップ率 P_{pre} =再配分前貧困ギャップ率

P_{inc} =負の移転による貧困ギャップ率増加率

$$Size = \text{total size of transfer} = \frac{A+B+C}{G}$$

$$Efficiency = \text{poverty reduction efficiency} = \frac{A}{A+B+C}$$

Kim は、LIS データベースの 11ヶ国のデータに(1)をあてはめ、 P_{post} の Coefficients of Variation を分解しており、その結果、 P_{pre} や P_{inc} よりも size の CV が P_{post} の CV に大きく寄与していると結論づけている。

同じく LIS のデータベースを用いた先行研究としては、Kenworthy(1999)が、再分配後の貧困率の規定要因を分析している。Kenworthy は、再分配後絶対貧困率を被説明変数とし、説明変数として social welfare policy extensiveness (GDP における social transfer の割合、Esping-Anderson(1990)の Decommodification scale, social wage(収入が中央値の就業者が失業した時に受給する replacement rate))、GDP、再分配前貧困率を用いて OLS でその係数を推計している。結果としては、social policy extensiveness はすべて有意で負の値、GDP は有意とならず、再分配前貧困率は正で有意であった。しかし Kenworthy 自身が指摘するように、ここでのサンプル数は 15 であり、outlier 等の影響も否めないことが問題である。

本報告で用いる手法

Kim(2000a)の定式(1)における P_{inc} は複合的な変数であり、貧困者層の貧困ギャップの増加分、非貧困者層が負の移転により貧困線より落ち込んだ貧困ギャップ分とさらに詳しく分解することができる。そこで、本研究では、日本を含む 11ヶ国のマイクロデータを用い、4つのカテゴリーの世帯(再分配前と後の所得において：①貧困→貧困、②貧困→非貧困、③非貧困→非貧困、④非貧困→貧困)において、図1のそれぞれの部分の変化を、正の移転による効果と負の移転による効果の両方において精査することにより、正と負の再分配がどのように機能しているかを考察する。貧困の定義は、再分配後等価世帯所得の中央値の50%を貧困線とし、それを下回る世帯とする。等価世帯所得を計算するのに用いられる Equivalence Scale および再分配前と再分配後の所得の定義は、LIS と『所得再分配調査』の整合性を考慮し、以下の通り設定した。

再分配前所得 = 当初所得¹ + 企業等からの受給金²

再分配後所得 = 再分配前所得 + 公的年金³ + その他給付金 - 社会保険料 - 所得税・住民税⁴

¹ 『再分配調査』: 雇業者所得、農耕畜産所得、事業所得、家内労働所得、家賃・地代、利子・配当金、雑収入。LIS: Gross wage and salaries, Farm self-employment income, Non-farm self-employment income, cash property income

² 『再分配調査』: 企業年金、退職一時金、生命保険金、損害保険金、個人年金。LIS: private pensions, public sector pensions(公務員への social security 以外の年金部分)

³ 『再分配調査』: 被用者年金、国民年金、基礎年金、福祉年金、恩給、雇用保険等による給付、医療保険による傷病・出産手当、生活保護法による給付、児童手当等、その他の法令による給付。LIS: Social security benefits(old age, survivor's, etc.), Disability pay, military/vet benefits, child or family allowances, unemployment compensation, sick pay, accident pay, maternity pay, other social insurance, means-tested cash benefits, near-cash benefits(food, housing, education), alimony or child support.

⁴ 『再分配調査』 所得税、住民税。LIS: Income tax.注: 固定資産税、その他直接税、間接税のデータは LIS に揃っていないため考慮していない。